

社会保険

いばらき

10

交通事故や犬にかまれた際に!!! 第三者行為による傷病届をご提出ください

2024 October
NO.555

- 支部移転のお知らせ
- 元気に働き続けるために健康づくりサイクルをまわすことが大切です
- 大切な人、大切な自分を守るために10月はピンクリボン月間です
- 在職老齢年金について
- 令和6年度後半の事業のお知らせ
- 施設利用会員証をお持ちの皆様へ
- 11月の出張年金相談
- 業務災害補償制度



笠間の栗（笠間市）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

交通事故や犬にかまれた際に！！

第三者行為による傷病届をご提出ください



交通事故（他人との接触事故）や暴力行為、他人のペットにかまれたなどの第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けた時には、「**第三者行為による傷病届**」のご提出をお願いします。

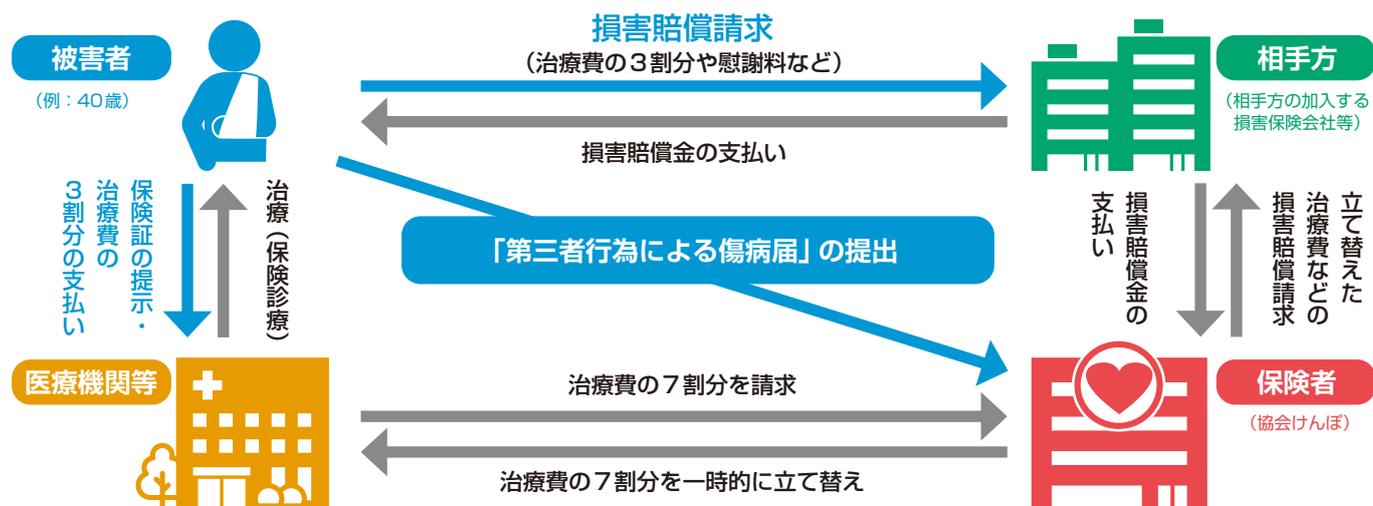
※届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いいたします。



どうして書類の提出が必要なの？

他人（第三者）の行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式のご提出をお願いします。

※「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽ HP からダウンロードいただくか、協会けんぽへ連絡いただければ郵送いたします。



支部移転のお知らせ

重要!

令和7年2月25日より

協会けんぽ茨城支部移転のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部は現在、水戸セントラルビルにて業務を行っていますが、下記へ移転します。現所在地での営業は、令和7年2月21日（金）までとなります。

移転日：令和7年2月25日（火）

新所在地：〒310-8502

茨城県水戸市宮町1丁目2-4 マイムビル 9F（水戸駅北口直結）

TEL 029-303-1500（代表） FAX 029-303-2100

※〒（郵便番号）・TEL・FAXの変更はありません。

※現住所での申請書等の窓口での受付は令和7年2月21日（金）までです。

ご提出時は、お気を付けてください。



元気に働き続けるために

健康づくりサイクルをまわすことが大切です！！

健診の受診

健診を毎年受けましょう！

毎日の生活の中で、私たちの心やからだにかかるいろいろな負担は、長い年月の中で知らず知らずのうちからだのいろいろな部分を少しずつ衰えさせ『生活習慣病』の大きな要因となっています。

生活習慣病予防健診を受診して「あなたの健康」を見直すきっかけにしてみませんか？

point 健康状態を確認するために、
健診を毎年受けましょう

日々の健康づくり

日々の健康づくりも忘れずに！



適度な運動

禁煙等

バランスの
良い食事

point 適度な運動やバランスの良い食生活等で
日々の健康に気を付けましょう

健診後の行動

健診を受けた後の行動が
大切です！！！！

特定保健指導を利用して、生活習慣の改善に取り組みましょう。また、治療が必要と判定された場合は、早期に医療機関を受診しましょう。

point

健診結果をもとに生活習慣を改善したり、
早期に医療機関を受診しましょう

特定保健指導ってなに？

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。

健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

大切な人、大切な自分を守るために 10月はピンクリボン月間です

女性の9人に1人が乳がんに！

乳がんは日本人女性のがんの中で最も多く、毎年9万人以上が新たに乳がんになり患っています。乳がんは、**早期発見・早期受診**すれば生存率が高くなっています。定期的な検診とセルフチェックを行い、早期発見に努めましょう。

病期 (ステージ)	対象数	乳がんのみが死因となる状況 (ネットサバイバル)
全体	83,208	91.6%
I期	38,657	98.9%
II期	30,509	94.6%
III期	9,767	80.6%
IV期	3,935	39.8%

参考：国立がん研究センター「がん情報サービス」(全国がん登録)
最新がん統計：https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

マイナ保険証を
使用しましょう！！



※2024年12月2日から
健康保険証は発行されなくなります。

使ってみよう！
マイナ保険証

日本年金機構からのお知らせ

在職老齢年金について

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者であるときに、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

なお、平成19年4月以降に70歳に達した方が、70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務されている場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、在職による支給停止が行われます。

※65歳未満の方の令和4年3月以前の年金については、支給停止の計算方法が異なります。

年金の受給権が発生した後の被保険者期間が年金額に反映される時期

在職老齢年金を受けている65歳以上の方が9月1日に厚生年金に加入しているとき

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている65歳以上70歳未満の方が、基準日の9月1日において被保険者であるときは、翌月の10月分の年金額から見直されます。これを「在職定時改定」といいます。

なお、9月1日前に被保険者の資格を喪失して、そこから9月1日をまたぎ、1月が経過する前に被保険者の資格を取得したときは、基準日の9月1日において被保険者ではありませんが、在職定時改定として年金額の再計算が行われます。(例: 8月25日資格喪失、9月3日資格取得)

・年金額に反映されていない前年9月から当年8月までの厚生年金に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※令和6年10月分については、65歳到達月から令和6年8月までの厚生年金に加入していた期間も、再計算の対象となります。

※年金額が再計算された結果、支給停止額が変更となる場合があります。

在職老齢年金を受けている方が退職したとき(70歳に到達したとき)

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「退職改定」といいます。また、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が、70歳に到達したときは、70歳到達した翌月分の年金額から見直されます。

・年金額に反映されていない退職までの厚生年金に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金に加入したとき(転職など)は、年金額の再計算は行われません。

留意事項

年金額の再計算について、下記の点にご注意ください。

- ・70歳以上の期間は、厚生年金に加入していないため、年金額の再計算には反映しません。
- ・年金額の再計算により厚生年金加入期間が20年を超えたときは、加給年金が支給される場合や、配偶者に対して振替加算が支給される場合があります。その際は、別途、手続きが必要となります。

在職定時改定の仕組み

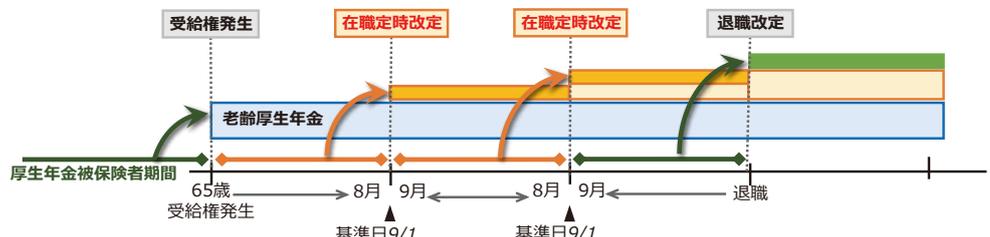
○基準日(毎年9月1日)において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月(毎年10月)分の年金額から改定されます。

令和6年10月分については、65歳到達月から令和6年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。

○対象となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。

➤65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和6年度後半の事業のお知らせ

茨城県社会保険協会の令和6年度後半の事業をお知らせします。なお、各事業の案内チラシにつきましてはすでに会員事業所様あてにお送りをしております。

お申し込みや詳細につきましては茨城県社会保険協会のホームページをご覧ください。協会あてにご連絡をお願いいたします。

◎年金セミナー・健康管理講座

間もなく退職を迎えられる被保険者とその配偶者及び事業所の事務担当者を対象としたセミナーを開催します。

- ・日立会場 令和6年11月7日(木) 久慈サンピア日立
- ・水戸会場 令和6年11月11日(月) ホテルレイクビュー水戸
- ・つくば会場 令和6年11月13日(水) つくば研究支援センター
- ・筑西会場 令和6年11月28日(木) 茨城県県西生涯学習センター

開催時間は各会場とも午後1時30分から午後5時までです。参加費は無料です。なお、令和7年2月にも水戸市、土浦市での開催を計画しています。こちらのご案内は本誌11月号に掲載する予定です。

◎契約施設利用料金の一部補助

会員事業所の被保険者及び家族の皆様の健康増進を図るため、施設と契約し利用料金の補助を行います。

○くだもの狩り

場 所：かすみがうら市千代田果樹観光協会加盟果樹園
期 間：令和6年8月21日(水) から11月中旬まで



○プールやトレーニングルームで体を鍛えよう

場 所：とっぷさんて大洋(鉾田市)
つくばウェルネスパーク(つくば市)
ほっとランドきぬ(下妻市)
筑西遊湯館(筑西市)



期 間：令和6年10月1日から令和7年3月31日

山新スイミングアリーナ(笠松運動公園屋内プール)(ひたちなか市)
令和6年11月1日からの予定です。こちらのご案内は本誌11月号に掲載する予定です。

○アイススケート

場 所：山新スイミングアリーナ(笠松運動公園屋内アイススケート場)(ひたちなか市)
令和6年11月1日からの予定です。こちらのご案内は本誌11月号に掲載する予定です。

お問い合わせ

一般財団法人茨城県社会保険協会 電話029-226-8005

「施設利用会員証」をお持ちの皆様へ

契約施設に変更があります。

「MYSTAYS ホテルグループ」の優待利用対象施設が「亀の井ホテルグループ」の30施設に限られておりましたが、全国のMYSTAYS ホテルグループに拡大され、優待内容、利用方法が8月より変更されています。

<変更内容> 各プランから10%引き(一部対象外のプランあり)
専用ホームページからの予約のみ

「湯快リゾート」の優待割引による宿泊が、10月31日宿泊分で終了となります。

※11月1日以降の宿泊で、すでに予約済みのものは、優待割引が適用されます。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和6年11月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和6年11月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日時	会場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	7日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	12日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	14日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	26日(火) 10:00～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	7日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	14日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	20日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	19日(火) 10:00～14:00	高萩市役所
	27日(水) 10:00～14:00	北茨城市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード（マイナンバーカード）などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

都道府県社会保険協会の会員事業所の皆様へ

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実に目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度（経営ダブルアシスト）」（業務災害総合保険）を導入しています。

業務災害補償制度
経営ダブルアシスト
（業務災害総合保険）

最大約

58%割引!!

東京海上日動の**経営ダブルアシスト**なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害
補償制度の

**5つの
特徴**

- 1 スケールメリットによる割安な保険料
- 2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット
- 3 政府労災保険の給付を待たずに**保険金のお支払いが可能**(*)
(*)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災等の決定を待ってからお支払いする場合があります。
- 4 契約は補償対象者無記名式
短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、派遣社員^(*)、構内下請作業員^(*)も包括補償^(*)オプション
- 5 保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!

※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。

「パンフレット兼重要事項説明書」(PDF)は、こちらからダウンロードできます。▶ <https://www.zensharen.jp/kda/kwa.pdf>



お申込み・
お問い合わせは

【取扱代理店】

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当:金谷・伴

TEL:03-6264-4771 FAX:03-6264-4772

【提携引受保険会社】

東京海上火災保険株式会社 担当:医療・福祉法人部
TEL:03-3515-4143

24TC-003015
2024年9月作成